

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市スポーツ少年団補助金
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	青少年の健全育成を図るため、佐渡市スポーツ少年団が行うスポーツ活動に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。
補助事業者	佐渡市スポーツ少年団
補助対象経費	スポーツ少年団活動事業に要する旅費、報償費、県登録費、各種助成金、下越地区負担金、会議費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費及び手数料
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	予算計上額を上限とする。
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	1 / 2 以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	団員及び指導者数270人
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	青少年のスポーツによる健全育成が目的であるため費用対効果の数値化はできないが、活動実績により評価する。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
	-
事業担当	（担当部署） 観光文化スポーツ部文化スポーツ課
	（電話番号） 0259-63-5140